

国立大学法人京都大学利益相反マネジメント規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)                      (臨床研究利益相反審査委員会)                      第11条 委員会に、臨床研究(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づき実施する治験、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)に定める事項に則って実施する介入及び侵襲を伴う臨床研究並びにその他の臨床研究をいう。)に係る次の各号に掲げる業務を行うため、臨床研究利益相反審査委員会(以下「臨床研究審査委員会」という。)を置く。</p> <p>(1) 第14条の規定による自己申告書等に基づく審査に関する事項</p> <p>(2) 前号の審査結果に係る是正措置等の助言等に関する事項</p> <p>(3) 第19条の規定による本学の利益相反を構成する事実関係の確認に関する事項</p> <p>(後略)</p>	<p>(臨床研究利益相反審査委員会)                      第11条 委員会に、臨床研究に係る次の各号に掲げる業務を行うため、臨床研究利益相反審査委員会(以下「臨床研究審査委員会」という。)を置く。</p> <p>(1) }                      (2) } (同左)                      (3) }</p> <p>附則                      この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>